

○国土交通省告示第三百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十一年三月十八日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事（新波築堤・左岸：秋田県秋田市雄和女米木字高麓沢地内から同市雄和新波字新町地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 秋田県秋田市雄和女米木字高麓沢及び字白川、雄和繫字下モ谷地、字繫、字新開及び字五枚開並びに雄和新波字下モ野、字新波及び字新町地内
- 2 使用の部分 秋田県秋田市雄和女米木字白川並びに雄和繫字下モ谷地及び字繫地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事（新波築堤）」（以下「本件事業」という。）は、秋田県秋田市雄和女米木字高麓沢地内から雄和新波字清水木地内までの一級河川雄物川水系雄物川（以下単に「雄物川」という。）左岸の4.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

雄物川は、その源を秋田県と山形県の県境に位置する大仙山に発し、奥羽山脈から発する皆瀬川、横手川等の支川を合わせながら横手盆地を北上し、玉川を合流した後、進路を北西に変え、秋田市新屋で旧雄物川を分派し、日本海に注ぐ幹川流路延長133km、流域面積4,710km²に及ぶ河川である。

雄物川は、その流域に秋田市や大仙市等を擁する治水上重要な河川であるが、河床勾配が中流域では約1/400～1/4,000、下流域では約1/4,000～1/5,000の緩勾配であるため、浸水が広範囲かつ長期に及ぶ地形であるとともに、中流域には狭窄部や堤防未整備区間が多く存在することから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和19年7月の洪水では、死者11名、流失・全壊戸数19戸、浸水家屋7,279戸の被害が発生したほか、昭和62年8月の洪水では、床上浸水家屋534戸、床下浸水家屋1,040戸の被害が発生した。

雄物川水系の治水対策は、雄物川水系河川整備基本方針（平成20年1月策定）に沿って、平成26年11月に策定された雄物川水系河川整備計画（平成29年4月変更）に基づき、順次河川改修等が実施されているところ、支川玉川合流点から基準地点である椿川までの区間（以下「中流部」という。）は、堤防未整備区間が多く存在し流下能力が不足していることから、堤防未整備区間の早期解消等を図るため、昭和62年8月の洪水と同規模の洪水に対応することを整備計画の前期整備とし、優先的に整備が進められてきた。

このような中、平成29年7月、8月の2度にわたり洪水が発生し、特に7月の洪水では前期整備で対応することとされている昭和62年8月の洪水を大きく上回る出水により、中流部において19.8km²もの範囲で溢水し、床上浸水家屋167戸、床下浸水家屋538戸等の甚大な被害が発生した。このことから、中流部では平成29年7月の洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である椿川における河道配分流量6,100m³/秒を流下させることを当面の目標とし、河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「激特事業」という。）の指定を受け緊急的に堤防の整備が実施されている。

本件事業は、激特事業の指定を受け、堤防が整備されていないことから溢水による浸水被害の危険性が極めて高い本件区間について、河川改修工事を行うことにより、本件区間の流下能力の向上が図られることから、浸水被害を軽減し、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平

成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年12月に、同法等に準じて任意で工事实施に伴う騒音、振動等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令で定められた基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用するなど、周辺的生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法(昭和25年法律第214号)における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるマガン及びオジロワシ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているキタノアカヒレタビラ及びカワシンジュガイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種(以下単に「重要な種」という。)が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ及びカンエンガヤツリ、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、ノウルシ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、このうち2箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る1箇所についても秋田県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間に新たに堤防を整備する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、申請案である築堤案、築堤及び河道掘削案の2案が考えられるが、両案を比較すると、土地利用に与える影響は同程度であるものの、申請案は、河道内での施工がなく環境に与える影響が小さいこと、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の

利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、堤防が整備されていないことから溢水による浸水被害の危険性が極めて高い本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、雄物川流域の自治体の長等からなる雄物川改修整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 秋田県秋田市役所